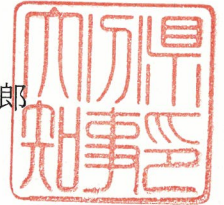


福保第972号
令和7年4月1日

社会福祉法人大分県社会福祉協議会
会長 佐藤 章 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで